

甲賀広域行政組合における女性職員の活躍推進に関する特定 事業主行動計画の実施状況（管理者部局）

令和6年6月5日

甲賀広域行政組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、甲賀広域行政組合（管理者部局）における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況を以下のとおり公表します。

<実施状況>

1 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率の向上に向けた取り組み（令和5年度実績）

○事務部局

事務部局は総務関係8人（うち女性職員1人）、衛生関係28人（うち女性職員0人）で構成されており、また、退職不補充及び民間委託への切り替えをすすめていることから、新たな職員採用がない状況です。これらのことから、男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加を促進することにより女性の職業生活における活躍を推進するため、特に男性職員の育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得促進を目標に取り組んでいます。

2 目標に対する実績

○管理者部局

（目標数値：令和7年度末までに男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を100%とする）

（令和5年度実績）

当該年度について、該当職員における配偶者出産休暇は100%の取得率となりました。一方、育児参加のための休暇については取得がありませんでした。

引き続き、制度周知や休暇等の取得しやすい環境づくりに努めることとします。